



	<p>&lt;参考&gt;ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）</p> <p>3. 「希望出生率1.8」に向けた取組の方向</p> <p>（3）女性活躍</p> <p>ひとり親が就職に有利な看護師等の資格を取得できるよう、貸付・給付金事業を推進する。</p>
本要望に対応する縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	ひとり親家庭の自立を図ること（施策目標VI-5-1） 基本目標：男女がともに能力を發揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標5：ひとり親家庭の自立を図ること
	政策の達成目標	ひとり親家庭の親の就業支援の推進
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	高等職業訓練促進給付金を受給した資格取得者のうち 88.0%（平成 27 年度）が常用雇用に結び付いており、ひとり親家庭の自立支援に効果を上げている。
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	（項）母子家庭等対策費の一部（母子家庭等対策総合支援事業）114 億円（平成 29 年度予算）の内数
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算措置は、高等職業訓練促進給付金の支給のためのものであるが、本要望の措置は、この高等職業訓練促進給付金の支給の効果が損なわれることなく、その趣旨に従って有効に用いられ、支給目的が完全に達せられるようにするために講じるものである。
	要望の措置の妥当性	要望の措置は、高等職業訓練促進給付金の支給期間が 4 年に延長され、給付の対象が 2 回目の養成訓練の受講期間に拡大された場合に、現行と同様の税制優遇措置を講ずるものである。これは、支給目的が完全に達せられるようにするための必要最小限の措置である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>—</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>制度創設時の平成 26 年度税制改正要望において、高等職業訓練促進給付金について、差押え及び公課の禁止措置を要望し、実現。 平成 28 年度税制改正要望において、支給期間の延長等に伴う税制上の優遇措置を要望し、実現。</p>
<p>ページ</p>	<p>9—3</p>